

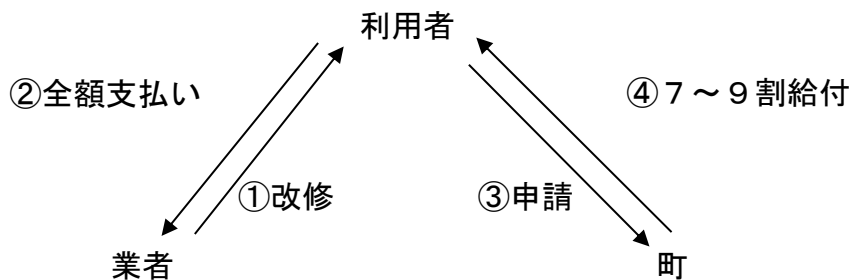
介護保険住宅改修受領委任払

本来、介護保険の住宅改修は、本人が施工業者に改修費用全額を全額支払い、後日町から7～9割（本人負担分を除いた金額）の給付を受けます。

田子町では、改修費用が高額であること、また、対象者が高齢者であることから、利用者の負担を軽減することを目的に下記のとおり受領委任払いを行っています。

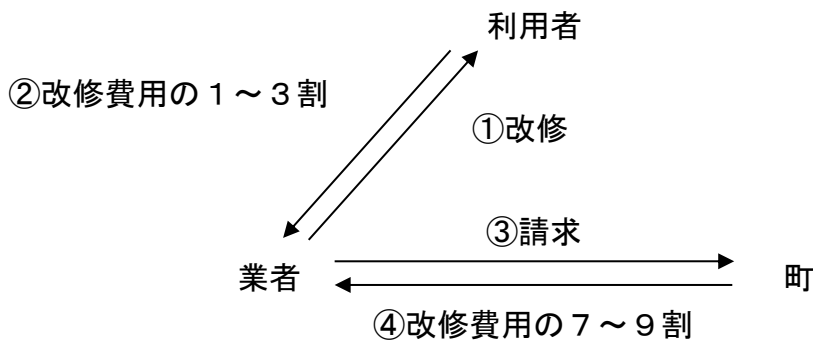
本来

- ①本人が施工業者に改修費用を全額支払う
- ②利用者が町に申請し、改修費用の7割～9割（本人負担分を除いた金額）の給付を受ける（最終的には、利用者は1～3割負担）



受領委任

- ①改修後、施工業者は利用者から改修費用の1～3割（改修費用が、200,000円を超えた分は全額個人負担）を徴収。
 - ②施工業者は、残りの7～9割（本人負担分を除いた金額）を利用者に代わって、町に請求する。
- ※申請等については、担当のケアマネージャが支援します。



申請時に必要な添付書類

- ・改修部分の分かる図面
- ・改修に係る見積もり
- ・改修前後の写真（改修箇所全て）
- ・完了届け
- ・請求書